

令和4年度

富士吉田市
一般会計
特別会計
事業会計
予算書及び予算説明書

目

次

【予算書】

1. 富士吉田市一般会計予算書	1
2. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	10
3. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	14
4. 富士吉田市介護保険特別会計予算書	17
5. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	20
6. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	23
7. 富士吉田市立病院事業会計予算書	26
8. 富士吉田市水道事業会計予算書	32
9. 富士吉田市下水道事業会計予算書	37

【予算説明書】

10. 富士吉田市一般会計予算説明書	42
11. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	145
12. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	167
13. 富士吉田市介護保険特別会計予算説明書	173
14. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	197
15. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	207
16. 富士吉田市立病院事業会計予算説明書	218
17. 富士吉田市水道事業会計予算説明書	253
18. 富士吉田市下水道事業会計予算説明書	278

一 般 会 計 予 算 書

令和4年度富士吉田市一般会計予算

令和4年度富士吉田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,810,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月2日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,456,860
	1 市 民 税	2,908,237
	2 固 定 資 産 税	2,763,262
	3 軽 自 動 車 税	174,728
	4 市 た ば こ 税	387,116
	5 都 市 計 画 税	183,777
	6 入 湯 税	39,740
2 地 方 譲 与 税		144,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	32,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	92,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	20,500
3 利 子 割 交 付 金		4,000
	1 利 子 割 交 付 金	4,000
4 配 当 割 交 付 金		24,000
	1 配 当 割 交 付 金	24,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		42,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	42,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		112,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	112,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,185,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,185,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,500
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,500
9 環 境 性 能 割 交 付 金		25,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		159,422

款	項	金額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	159,422
11 地方特例交付金		43,001
	1 地方特例交付金	43,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
12 地方交付税		2,950,000
	1 地方交付税	2,950,000
13 交通安全対策特別交付金		7,200
	1 交通安全対策特別交付金	7,200
14 分担金及び負担金		850,735
	1 負担金	850,735
15 使用料及び手数料		424,188
	1 使用料	261,071
	2 手数料	163,117
16 国庫支出金		3,256,097
	1 国庫負担金	1,943,929
	2 国庫補助金	1,298,544
	3 委託金	13,624
17 県支出金		1,544,921
	1 県負担金	826,688
	2 県補助金	671,203
	3 委託金	47,030
18 財産収入		63,414
	1 財産運用収入	63,412
	2 財産売却収入	2
19 寄附金		3,000,013
	1 寄附金	3,000,013

款	項	金 額
20 繰 入 金		3,784,692
	1 基 金 繰 入 金	3,784,692
21 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
22 諸 収 入		1,260,957
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	10,000
	2 市 預 金 利 子	594
	3 貸 付 金 元 利 収 入	650
	4 雑 入	1,249,713
23 市 債		1,439,500
	1 市 債	1,439,500
歳 入	合 計	26,810,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		197,049
	1 議会費	197,049
2 総務費		6,814,443
	1 総務管理費	6,309,984
	2 徴税費	279,460
	3 戸籍住民基本台帳費	129,499
	4 選挙費	61,854
	5 統計調査費	13,220
	6 監査委員費	20,426
3 民生費		7,388,453
	1 社会福祉費	3,884,622
	2 児童福祉費	2,977,509
	3 生活保護費	525,842
	4 災害救助費	480
4 衛生費		3,806,596
	1 保健衛生費	2,376,899
	2 清掃費	1,429,697
5 農林水産業費		326,316
	1 農業費	181,672
	2 林業費	144,644
6 商工費		502,949
	1 商工費	502,949
7 土木費		2,657,691
	1 土木管理費	408,622
	2 道路橋梁費	1,063,381
	3 河川費	6,500

款		項	金 額
7 土 木 費	4 都 市 計 画 費	171,428	
	5 下 水 道 費	540,483	
	6 住 宅 費	467,277	
8 消 防 費		1,027,756	
	1 消 防 費	1,027,756	
9 教 育 費		2,452,378	
	1 教 育 總 務 費	537,911	
	2 小 学 校 費	437,112	
	3 中 学 校 費	296,551	
	4 社 会 教 育 費	437,211	
	5 保 健 体 育 費	743,593	
10 災 害 復 旧 費		3	
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2	
11 公 債 費		1,606,311	
	1 公 債 費	1,606,311	
12 諸 支 出 金		55	
	2 土 地 開 発 基 金 費	55	
13 予 備 費		30,000	
	1 予 備 費	30,000	
歲 出	合 計	26,810,000	

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
令和 4 年度導入端末仮想化（VDI）一式賃借料	令和 5 年度から令和 9 年度まで	117,040 千円
令和 4 年度OfficeStandardライセンス一式賃借料	令和 5 年度から令和 7 年度まで	31,176 千円
環境基本計画策定業務委託	令和 5 年度	2,000 千円
第七保育園運営業務委託	令和 5 年度から令和 6 年度まで	336,142 千円
観光基本計画委託	令和 5 年度	8,000 千円
外国語指導委託（小・中学校11名分）	令和 5 年度	55,500 千円
市内小中学校教職員パソコン機器賃借料（Cグループ）	令和 5 年度から令和 9 年度まで	16,866 千円
図書館管理システムリース代	令和 5 年度から令和 9 年度まで	36,445 千円
新体育館建設基本構想・基本計画策定業務委託	令和 5 年度	10,000 千円
令和 4 年度に銀行その他の金融機関が富士吉田市土地開発公社に融資した開発資金の債務保証	令和 4 年度以降事業費借入金償還期間の満了の日まで	2,000,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む）に相当する額

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共施設整備事業債	288,100	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 農業基盤整備事業債	25,400	同上	同上	同上
3 林道整備事業債	3,700	同上	同上	同上
4 道路整備事業債	404,700	同上	同上	同上
5 橋梁整備事業債	10,100	同上	同上	同上
6 砂防地すべり対策事業債	6,500	同上	同上	同上
7 公営住宅整備事業債	146,800	同上	同上	同上
8 消防・防災施設整備事業債	10,500	同上	同上	同上
9 小 学 校 債	96,200	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
10 中学校債	65,500	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
11 社会教育債	2,000	同上	同上	同上
12 臨時財政対策債	380,000	同上	同上	同上
計	1,439,500			

国民健康保険特別会計予算書

議案第 2 号

令和 4 年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,430,393 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,003,176
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,003,176
2 使 用 料 及 び 手 数 料		800
	1 手 数 料	800
3 国 庫 支 出 金		2
	1 国 庫 補 助 金	2
4 県 支 出 金		3,830,422
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,830,421
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		47
	1 財 産 運 用 収 入	47
6 繰 入 金		585,928
	1 他 会 計 繰 入 金	449,500
	2 基 金 繰 入 金	136,428
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		10,016
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5,001
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 収 入	5,014
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入	合 計	5,430,393

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		155,795
	1 総 務 管 理 費	144,967
	2 徴 税 費	7,478
	3 運 営 協 議 会 費	208
	4 趣 旨 普 及 費	3,142
2 保 険 給 付 費		3,758,767
	1 療 養 諸 費	3,229,254
	2 高 額 療 養 費	510,552
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	14,708
	5 葬 祭 諸 費	4,250
	6 傷 病 手 当 諸 費	1
3 国民健康保険事業費納付金		1,390,464
	1 医 療 給 付 費 分	968,293
	2 後 期 高 齡 者 支 援 金 等 分	300,995
	3 介 護 納 付 金 分	121,176
4 共 同 事 業 拠 出 金		3
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		82,662
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	47,809
	2 保 健 事 業 費	34,853
7 基 金 積 立 金		47
	1 基 金 積 立 金	47
8 公 債 費		1

款		項	金 額
8	公 債 費	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9	諸 支 出 金		12,653
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,903
		2 他 会 計 繰 出 金	2,750
10	予 備 費		30,000
		1 予 備 費	30,000
	歳 出	合 計	5,430,393

後期高齢者医療特別会計予算書

議案第3号

令和4年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,177,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和4年3月2日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		485,404
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	485,404
2 使 用 料 及 び 手 数 料		76
	1 手 数 料	76
3 繰 入 金		691,496
	1 一 般 会 計 繰 入 金	691,496
4 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入	合 計	1,177,981

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		6,736
	1 総 務 管 理 費	4,334
	2 徴 収 費	2,402
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,160,244
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,160,244
3 諸 支 出 金		1,001
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,177,981

介護保険特別会計予算書

議案第4号

令和4年度富士吉田市介護保険特別会計予算

令和4年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,752,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月2日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		926,235
	1 介 護 保 險 料	926,235
2 分 担 金 及 び 負 担 金		9,270
	1 負 担 金	9,270
3 使 用 料 及 び 手 数 料		150
	1 手 数 料	150
4 国 庫 支 出 金		1,106,371
	1 国 庫 負 担 金	820,733
	2 国 庫 補 助 金	285,638
5 支 払 基 金 交 付 金		1,228,655
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,228,655
6 県 支 出 金		656,438
	1 県 負 担 金	636,306
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	20,131
7 財 産 収 入		108
	1 財 産 運 用 収 入	108
8 繰 入 金		817,787
	1 一 般 会 計 繰 入 金	760,446
	2 基 金 繰 入 金	57,341
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		7,599
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	7,598
歳 入	合 計	4,752,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		80,218
	1 総 務 管 理 費	50,147
	2 徴 収 費	4,054
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	25,730
	4 趣 旨 普 及 費	165
	5 運 営 協 議 会 費	122
2 保 険 給 付 費		4,483,195
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,142,737
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	45,887
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	115,830
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	10,812
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	163,437
	6 そ の 他 諸 費	4,492
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		108
	1 基 金 積 立 金	108
5 地 域 支 援 事 業 費		178,090
	1 介 護 予 防 事 業 費	112,367
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	65,723
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,752,614

介護予防支援事業特別会計予算書

議案第 5 号

令和 4 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

令和 4 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,044 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サ - ビ ス 収 入		6,403
	1 介護給付費収入(介護予防給付費収入)	6,403
2 繰 入 金		10,641
	1 他 会 計 繰 入 金	10,641
歳 入	合 計	17,044

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護予防サービス事業費		16,744
	1 介護予防支援事業費	16,744
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	17,044

看護専門学校特別会計予算書

議案第 6 号

令和 4 年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

令和 4 年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 188,065 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		21,199
	1 使用料	19,784
	2 手数料	1,415
3 県支出金		23,000
	1 県補助金	23,000
4 繰入金		138,924
	1 他会計繰入金	138,924
5 諸収入		4,942
	1 雑入	4,942
歳 入	合 計	188,065

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		187,065
	1 総 務 管 理 費	187,065
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	188,065

市立病院事業会計予算書

令和4年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病床数	310床			
一般病床	300床			
I C U 病床	6床			
感染症病床	4床			
ロ 患者数	年間	243,544人	一日平均	892人
入院患者	〃	82,125人	〃	225人
外来患者	〃	161,419人	〃	667人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	281,531千円
ロ 医療機器等購入	212,773千円

ハ リース債務償還金 163,715 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		8,747,858 千円
第1項 医業収益		7,409,614 千円
第2項 医業外収益		1,201,340 千円
第3項 特別利益		136,904 千円
	支	出
第1款 病院事業費用		8,485,504 千円
第1項 医業費用		8,400,348 千円
第2項 医業外費用		84,155 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額425,874千円は、過年度分損益勘定留保資金384,876千円と過年度分消費税資本的収支調整金40,998千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		563,463千円
第1項 企業債		281,500千円
第2項 負担金		194,211千円
第3項 補助金		87,750千円
第4項 固定資産売却代金		1千円
第5項 寄附金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		989,337千円
第1項 建設改良費		658,020千円
第2項 企業債償還金		291,317千円
第3項 予備費		40,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業債	281,500 千円	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協 定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は 繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,468,028 千円

(2) 交際費 1,000 千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計から、この会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 他会計補助金 100,087 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,202,015 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 11 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	診断用 X 線装置	一式

令和 4 年 3 月 2 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

水道事業会計予算書

議案第8号

令和4年度富士吉田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,513 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	6,084,721 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	16,670 m ³
(4) 主要な建設改良事業	第8期事業第10年度事業
	新屋第2配水場整備事業(継続) 463,210 千円
	鐘山配水区配水管工事(単年) 151,496 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		779,047 千円
第1項 営業収益		595,996 千円
第2項 営業外収益		183,050 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		749,190 千円
第1項 営業費用		681,513 千円
第2項 営業外費用		66,676 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額321,008千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,187千円、損益勘定留保資金146,821千円、建設改良積立金150,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	878,894 千円
第1項 企業債	185,000 千円
第2項 負担金	236,683 千円
第3項 補助金	448,178 千円
第4項 出資金	9,032 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,199,902 千円
第1項 建設改良費	1,021,773 千円
第2項 企業債償還金	173,129 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水設備工事債	185,000千円	普通貸借	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

105,605 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和4年3月2日提出

富士吉田市長 堀内 茂

下水道事業会計予算書

議案第9号

令和4年度富士吉田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度富士吉田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 接 続 戸 数 | 6,450 戸 |
| (2) 年 間 総 排 出 量 | 2,530,933 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 排 出 量 | 6,934 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 国庫第2工区(富士見町明見線) L=204.0m 37,000千円(社交金事業) |
| | 国庫第4工区(富士見バイパス) L=188.0m 49,000千円(社交金事業) |
| | 耐震化工事(新町通り線) 5箇所 12,000千円(防災・安全事業) |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		861,473 千円
第1項 営業収益		270,057 千円
第2項 営業外収益		591,415 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		836,476 千円
第1項 営業費用		768,115 千円
第2項 営業外費用		64,360 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額357,456千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,523千円及び損益勘定留保資金339,933千円で補てんするものとする。）。

	收	入
第1款 資本的収入		583,906 千円
第1項 企業債		298,600 千円
第2項 補助金		168,300 千円
第3項 負担金等		117,006 千円
	支	出
第1款 資本の支出		941,362 千円
第1項 建設改良費		512,449 千円
第2項 企業債償還金		428,913 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 203,600	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
流域下水道事業	千円 63,000	普通貸借		
特別措置分	千円 32,000	普通貸借		

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

36,595 千円

令和4年3月2日提出

富士吉田市長 堀内 茂